【報告会】「常楽寺推定地の調査」

日　時：４月23日（日）午後２時～３時

報告者：奥谷知日朗（田原本町教育委員会）

会　場：視聴覚室（田原本青垣生涯学習センター１F）

聴講者：20人

報告会（奥谷知日朗）

【講演会】「保津・宮古遺跡の調査成果」

日　時：４月29日（土）午後２時～４時

講　師：橋本裕行 氏（奈良県立橿原考古学研究所）

会　場：研修室（田原本青垣生涯学習センター２F）

聴講者：43人

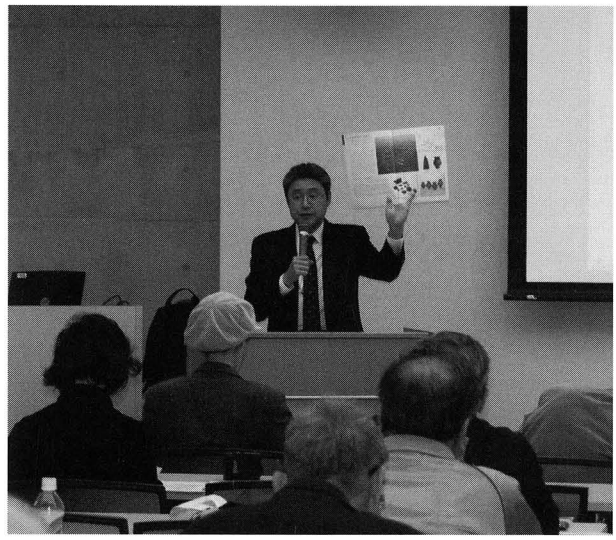

講演会（橋本裕行 氏）

【借用遺物一覧】

遺　跡　名	資　料　名	点　数	所　属　機　関
保津・宮古遺跡	有舌尖頭器	1	奈良県立橿原考古学研究所
	弥生土器	4	
	古式土師器	3	
	古代の土師器・須恵器	9	
	平瓦	2	
	送風管	2	
	銅製金具	1	
	「唐人」銘露盤	1	石橋源内氏所蔵

（２）秋季企画展「弥生時代の青銅器鋳造～唐古・鍵遺跡の鋳造遺物を中心に」

内　容：唐古・鍵遺跡の鋳造関連資料を中心に、弥生時代から古代の鋳造技術の変遷をとらえる展示をした。なお、今回の企画展にあたっては、銅鐸と銅鏡の鋳造を理解する目的で、富山大学 芸術文化学部　三船温尚氏に青銅鏡の鋳造実験をおこなってもらい展示した。

期　間：10月14日（土）～11月19日（日）

会　場：特別展示室（田原本青垣生涯学習センター２Ｆ 会議室）

観覧料：無料

入館者：1,845人（企画展のみ）

秋季企画展チラシ

【展示ケースの配置】

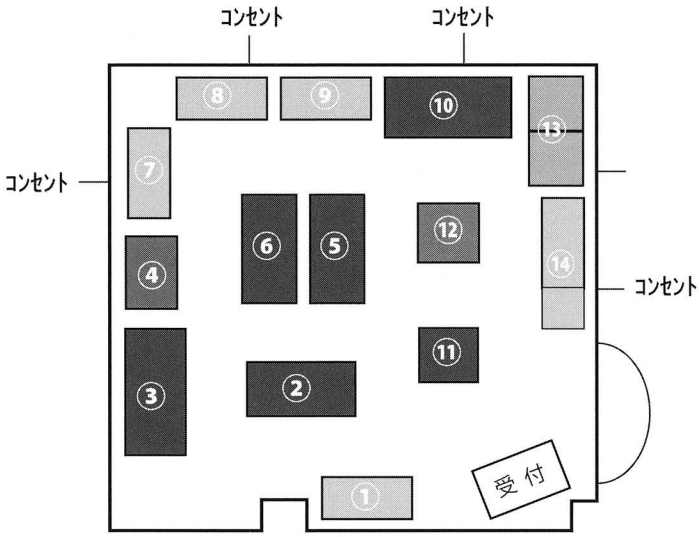

①青銅器（弥生時代）　②銅鐸鋳型外枠　③銅鐸鋳型外枠
④弥生取瓶　⑤弥生鋳型外枠　⑥弥生鋳型外枠
⑦古代鋳造（桜井市）　⑧古代鋳造（平城京）　⑨古代鋳造（飛鳥池）
⑩古代鋳造（飛鳥池）　⑪銅鐸（大福）　⑫ガラス関係鋳造品（飛鳥池）
⑬鋳造実験品（銅鐸）　⑭鋳造実験品（銅鏡）

【展示の構成と内容】（展示総数537点）

（Ⅰ）弥生時代の青銅器

銅鏃・銅釧

小形仿製鏡

大福銅鐸（レプリカ）

（Ⅱ）弥生時代の青銅器鋳型

石製鋳型

土製鋳型外枠

送風管・取瓶

（Ⅲ）古墳から古代の鋳造

ガラス板（安倍寺遺跡）

ガラス鋳型・鉱滓（上之宮遺跡）

坩堝・送風管（平城京左京六条一坊十六坪）

（Ⅳ）飛鳥池遺跡の鋳造技術

富本銭・鋳棹（レプリカ）

鋳銅用鋳型

坩堝・送風管

ガラス小玉鋳型

鉛塊・石英

ガラス玉

（Ⅴ）鋳造技術の復元

銅鐸の復元（実験鋳型・道具）

銅鏡の復元（実験鋳型）

展示風景

ケース③

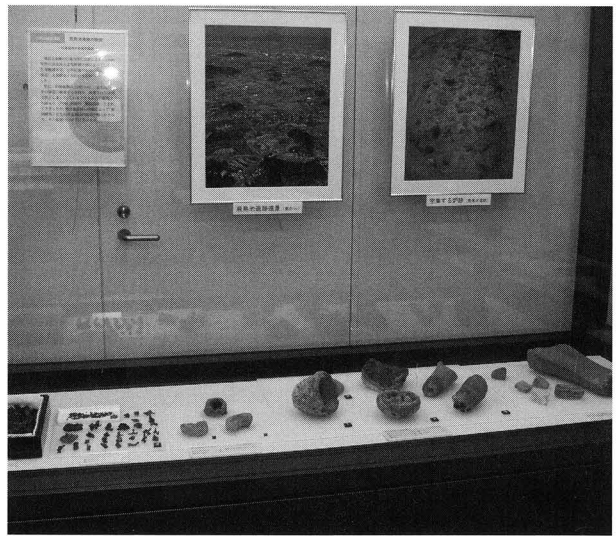

ケース⑩

【講演会】

「弥生時代の青銅器鋳造　－朝鮮・中国との比較－」

日　時：11月12日（日）午後２時～４時

講　師：後藤直氏（東京大学名誉教授）

会　場：研修室（田原本青垣生涯学習センター２Ｆ）

参加者：38人

講演会（後藤直氏）

【借用遺物一覧】

遺　跡　名	資　料　名	点　数	所　属　機　関
飛鳥池遺跡	坩堝・坩堝蓋・送風管・炉壁片・木炭・銅滴・溶銅富本銭・銭棹・バリ・鋳銅用鋳型（仏像・鈴）・鋳銅用鋳型（湯口）・ガラス坩堝・ガラス坩堝蓋・ガラス小玉鋳型・原料（石英）・鉛塊・ガラス玉・砥石	376	奈良文化財研究所
平城京（第20･366･405･413次）	坩堝・送風管・被熱瓦・炉壁片・木炭・からみ・鋳型神功開寶・神功開寶銭棹・銅片・和銅開寶・ガラス玉鋳型	23	奈良市教育委員会
纒向遺跡	銅鏃	3	桜井市教育委員会
大福遺跡	銅鏃・銅鐸（複製品）・不明土製品（鋳型）	4	
藤原京	富本銭	1	
上ノ宮遺跡	ガラス小玉鋳型・ガラス取瓶片	5	
上庄遺跡	ガラス小玉鋳型	1	
谷遺跡	ガラス小玉鋳型	1	
安倍寺遺跡	ガラス板片・ガラス玉・ガラス滓・銅片・不明銅製品	14	
大藤原京右京北三条五坊	不明銅製品	1	橿原市教育委員会
平等坊・岩室遺跡	銅釧	1	天理市教育委員会
多遺跡	小形仿製鏡	1	奈良県立橿原考古学研究所
複製品	上牧銅鐸（複製品）・石上銅鐸（複製品）	2	

（3）夏季ミニ展示

田原本町内で発掘調査が行われた遺跡や出土品などを紹介し、郷土の歴史や文化財への関心や愛着を喚起する目的で「田原本の遺跡2　古墳と中・近世の屋敷跡　小阪里中遺跡」展を開催した。

期　間：7月22日（土）～9月3日（日）
会　場：ミュージアム・エントランス
観覧料：無料

【展示の構成と内容】（展示総数86点）

（Ⅰ）古墳時代の小阪里中遺跡

円筒埴輪

馬形埴輪・巫女形埴輪

（Ⅱ）中・近世の焼物

信楽焼・丹波焼・常滑焼・瀬戸･美濃焼

唐津焼・伊万里焼

中国製磁器

東南アジア？産陶器

軒丸・軒平瓦

（Ⅲ）暮らす

羽釜・こね鉢

火打ち石

羽子板

髪盥・紅皿

夏季ミニ展示

ケース①

【展示ケースの配置】

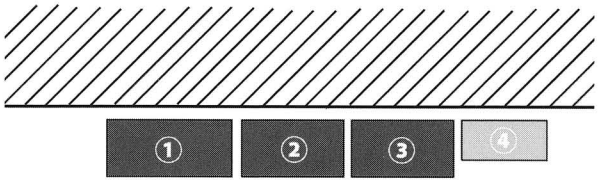

①古墳時代の小阪里中①
（円筒埴輪・巫女形埴輪・馬形埴輪）
②古墳時代の小阪里中②（家形埴輪）
③中近世の焼物・瓦
④中近世の生活用具

（4）冬季ミニ展示

冬季ミニ展示として、当町教育委員会が保管する遺物を利用して「ミュージアムの収蔵品2　出土した木製品」展を開催した。

期　間：1月27日（土）～3月4日（日）
会　場：ミュージアム・エントランス
観覧料：無料

【展示の構成と内容】（展示総数34点）

（Ⅰ）弥生時代の木器

四脚容器・槽（唐古・鍵遺跡）

（Ⅱ）古墳時代の木器

平鍬（羽子田遺跡）
曲柄又鍬（笹鉾山古墳）
編み物（笹鉾山古墳）

（Ⅲ）中・近世の木器

曲物・底板（保津・宮古遺跡）
下駄（保津・宮古遺跡）
箸（十六面・薬王寺遺跡）
横櫛（唐古・鍵遺跡）
下駄（唐古・鍵遺跡）
卒塔婆（金剛寺遺跡）

冬季ミニ展示

ケース③

【展示ケースの配置】

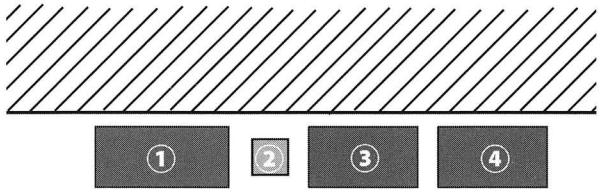

①弥生時代の木器（唐古・鍵）
②復元した鍬・石斧柄
③古墳時代の木器（羽子田・笹鉾山）
④中・近世の木器

（5）特別陳列

特別陳列として「大型銅鐸を鋳造する」展を開催し、11月11日におこなった公開体験学習「大型銅鐸の鋳造実験」で製作した復元銅鐸を展示した。

期　間：3月6日（火）～4月1日（日）
会　場：ミュージアム・エントランス
観覧料：無料

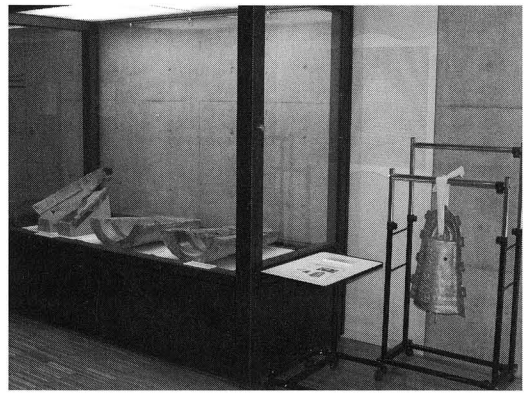

展示風景

【展示の構成と内容】（展示総数34点）

（Ⅰ）大型銅鐸の鋳型

唐古・鍵遺跡出土の大型銅鐸鋳型外枠
実験で使用した銅鐸の鋳型外枠

（Ⅱ）実験で使用した鋳型

ケース①

【展示ケースの配置】

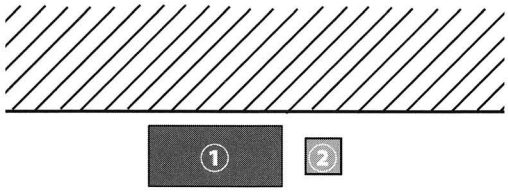

①唐古・鍵遺跡出土の土製鋳型外枠
　実験で使用した土製鋳型外枠
②実験で鋳造した銅鐸

（6）展示解説

5月より毎月第2火曜日の午前10時から、常設展の展示解説（ミュージアム・トーク）を計11回おこない、延べ161名が参加した。

	内 容	参加者数		内 容	参加者数
5月9日	唐古・鍵ムラの人々／大型建物	12名	11月14日	青銅器をつくる	17名
6月13日	ムラをつくる／古環境の復元	13名	12月12日	糸を撚る・布を織る わらを編む	15名
7月11日	弥生の食	13名			
8月8日	弥生の住まい	15名	1月9日	石を割る・磨く、玉を磨く	13名
9月12日	土器をつくる	13名	2月13日	交流と戦い	16名
10月10日	木器をつくる	16名	3月13日	弥生時代のまつりといのり	18名

6．入館者

（1）入館者数

平成18年度の入館者数は、11,228人である。前年度の入館者を比べると、本年度の入館者は約6％減少した。

【18年度 月別入館者数】

	開館日数	有料入館者		無料入館者				合　計
		一般	高・大学生	15歳以下	身障者	招待者	その他	
4月	26	350（72）	81（42）	364（43）	15	39	127	976（157）
5月	26	574（141）	65（40）	380（64）	12	35	248	1,314（245）
6月	26	315（210）	9（0）	266（114）	11	14	151	766（324）
7月	26	182（52）	23（0）	289（0）	2	20	162	678（52）
8月	27	173（0）	230（218）	410（0）	6	37	149	1,005（218）
9月	26	149（29）	126（123）	230（100）	11	16	301	833（252）
10月	26	192（50）	37（22）	234（12）	17	15	633	1,128（84）
11月	26	314（124）	46（0）	362（0）	5	24	1,535	2,286（124）
12月	23	185（82）	50（0）	137（0）	8	9	130	519（82）
1月	23	154（25）	12（0）	134（0）	15	10	163	488（25）
2月	24	104（0）	101（97）	154（0）	2	5	118	484（97）
3月	27	270（0）	131（108）	178（0）	1	9	162	751（108）
合計	306	2,962（785）	911（650）	3,138（333）	105	233	3,879	11,228（1,768）

※　（　）は団体入館者の人数（内数）

※　無料入館者（その他）には、親子無料入館者・関西文化の日入館者・秋季企画展無料入館者が含まれる。

【年度別入館者推移】

	開館日数	有料入館者		無料入館者				合　計
		一般	高・大学生	15歳以下	身障者	招待者	その他	
16年度	103	1,744	131	1,345	42	251	1,083	4,596
17年度	306	4,988	401	3,060	174	357	3,040	12,020
18年度	306	2,962	911	3,138	105	233	3,879	11,228
累 計	715	9,694	1,443	7,543	321	841	8,002	27,844

※　16年度は、11月24日から3月31日まで延べ103日間の入館者数

平成18年度に開催・実施した企画展と無料入館日の入館者は、下記の通りである。

【18年度 企画展入館者数】

	開催日数	有料入館者数		無料入館者数				合　計
		一般	高・大学生	15歳以下	身障者	招待者	その他	
春季企画展	32	340(52)	65(41)	205(32)	10	30	140	790(125)
秋季企画展	32	0 (0)	0 (0)	217 (0)	0	0	1,628	1,845 (0)
合計	64	340(52)	65(41)	422(32)	10	30	1,768	2,635(125)

※1　(　) は団体入館者の人数（内数)、秋季企画展は無料の為、団体人数はカウントしていない。

※2　秋季企画展は、文化庁の「埋蔵文化財保存活用整備事業」の為、無料である。

※3　本表「その他」の入館者数は、「親子無料入館日」・「関西文化の日」の無料入館者を含む。

【18年度 無料入館日の入館者数】

実施日	内　容	入館者数
5月5日(金)	親子無料入館日	150
9月17日(日)	町合併50年の日	190
11月18日(土)	関西文化の日	150
11月19日(日)	関西文化の日	207

※　5月5日の入館者数は、対象となった親子あるいは保護者同伴の無料入館者数。

入館者の内訳

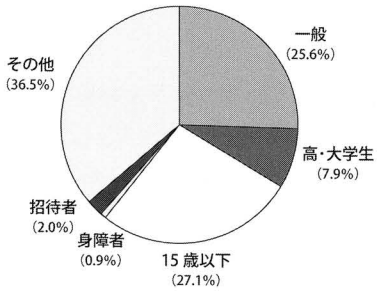

団体見学者の割合

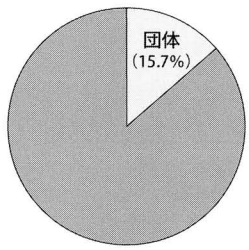

入館者の月別推移

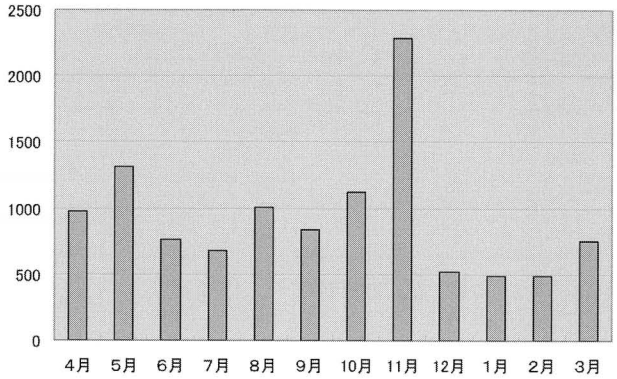

（２）視察・研修での利用

平成18年は、９件113名を視察・研修の目的で受け入れた。内訳は下記の通りである。

横浜市歴史博物館（５月19日／14名）・安堵町教育委員会（６月14日／5名）・斑鳩町議会（７月６日／12名）・大分県速見郡日出町議会（７月19日／８名）・田原本町建設課（８月10日／７名）・大阪市文化財協会（８月16日／９名）・兵庫県教育委員会事務局（８月18日／13名）・大和郡山市公民館（１月17日／36名）・高浜町人権啓発推進委員会（３月８日／９名）

（３）学校での利用

平成18年度は、８件772名を学校教育の一環として受け入れた。内訳は下記の通りである。

田原本北小学校６年生（４月14日／43名）・奈良県立奈良高等学校（５月13日／２名）・田原本東小学校６年生（５月19日／33名）・田原本北小学校６年生（６月２日／42名）・平野小学校３年生（６月29日／77名）・仏教大学通信教育部（７月22日／24名）・奈良大学通信教育（８月19日／218名、９月２日／123名、２月17日／97名、３月17日／108名）・式下中学校（2月20日／５名）

（４）海外研究者の来館

韓国東亜細亜文化財研究院（８月３日／10名）・韓国国立中央博物館　崔善華（９月７日）・韓国国立慶州博物館　柳泰坤（９月７日）・韓国韓神大学校　韓志仙（12月８日）・韓国漢陽大学（１月22日／４名）

（５）資料調査

７月12日	寺前直人（大阪大学）	唐古・鍵遺跡　石戈付木製柄
８月２日	東村純子（京都大学）	機織り関連資料
８月22日	杉山拓己（京都大学）	唐古・鍵遺跡他　弥生土器
９月12日	長友朋子（大手前大学）	保津・宮古遺跡　弥生土器
９月12・14・27日	谷上真由美（立命館大学）	唐古・鍵遺跡他　弥生土器
10月18・19日	Jane Oksbjerg（SOAS, University of London）	絵画土器
12月６日	寺前直人（大阪大学）	唐古・鍵遺跡　石庖丁
12月６日	柏原龍継（大阪大学）	笹鉾山古墳　馬形埴輪
３月13日	Jane Oksbjerg（SOAS, University of London）	絵画土器

（6）入館者アンケート

入館者アンケートを実施した。回答総数635、回答率5.7%。

入館者居住地の内訳

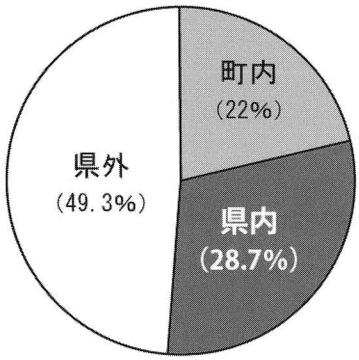

ミュージアムを知った情報源

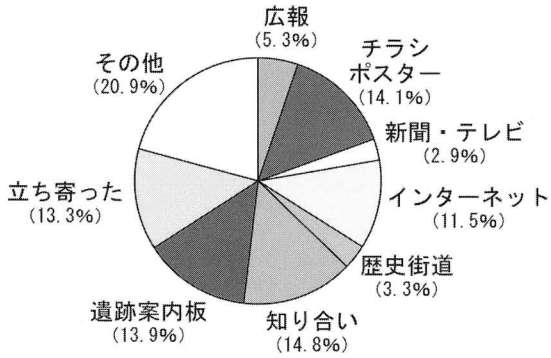

※その他は、研修での利用（減免）・ボランティア研修などの来館者。

7．ホームページ

公式ホームページhttp://www.karako-kagi-arch-museum.jp/は平成16年11月から公開した。平成18年度のアクセス件数は8,183件で、前年度より２%減少した。

ご利用案内：ミュージアムの利用案内及び「団体見学申込書」（PDF版）を掲載。

交通案内：田原本町への交通アクセスと、田原本青垣生涯学習センターの周辺地図を掲載。

展示案内：展示室の概要を紹介。

収蔵資料検索：展示資料を中心とした資料検索。一般用、子ども用を併設。

特別展・催し物：唐古・鍵考古学ミュージアムが開催する特別展・催し物の案内。

刊行物案内：これまで田原本町教育委員会が刊行した刊行物の案内。

ボランティア：「唐古・鍵遺跡の保存と活用を支援する会」（愛称：唐古・鍵支援隊）の概要を紹介。

唐古・鍵遺跡：田原本役場のホームページに掲載される、「国史跡唐古・鍵遺跡」へのリンク。

リンク：県内の博物館・展示施設・研究機関や、全国の弥生時代を主体とする博物館・展示施設・遺跡公園のリンク集。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
アクセス数	2,518	8,324	8,183
累計	2,518	10,842	19,025

8．展示ボランティア・ガイド

唐古・鍵支援隊の活動として、唐古・鍵考古学ミュージアムのボランティア・ガイドの運営がおこなわれた。本年度のガイド実績及び、主な活動内容は下記の通りである。

（1）ガイド実績と運営

ボランティア・ガイドは、基本的にミュージアム開館日には毎日、常設展示室のガイドにあたった。

また、月１回「ガイド専門部会」を開催し、ボランティア・ガイドの運営にあたった。３月には唐古・鍵遺跡現地のガイドについて検討するため「遺跡ガイドプロジェクト」を立ち上げた。

	開館日数	稼動人数	ガイド人数 ※1	入館者数（企画展人数：内数）
4月	26日	76人	255人	976人　（332人）
5月	26日	75人	319人	1,314人　（458人）
6月	26日	70人	439人	766人
7月	26日	66人	221人	678人
8月	27日	66人	489人	1,005人
9月	26日	64人	331人	833人
10月	26日	58人	188人	1,128人　（527人）
11月	26日	57人	393人	2,286人（1,318人）
12月	23日	31人	175人	519人
1月	23日	31人	161人	488人
2月	24日	30人	198人	484人
3月	27日	43人	372人	751人
合計	306日	667人	3,541人（41%）※2	11,228人（2,635人）

※1　ガイド人数は概数　　※2　（　）内は、ガイド数／入館者数（企画展人数を除いた人数）の割合

（2）ボランティア・ガイドの研修会

	内　容	会　場	参加人数
6／17（土）	ガイド研修会	会議室	22
9／16（土）	ガイド研修会	会議室	23
12／16（土）	ガイド研修会	文化財保存課	25
2／18（日）	合同ガイド研修会（高取町）	高取町リベルテホール	9
3／7（木）	合同ガイド研修会（大和郡山市）	やまと郡山城ホール	12

（附編）条例

田原本青垣生涯学習センター条例

目 次

第１章　総則（第１条～第５条）
第２章　田原本町公民館（第６条～第20条）
第３章　弥生の里ホール（第21条～第23条）
第４章　唐古・鍵考古学ミュージアム（第24条～第30条）
第５章　田原本町立図書館（第31条～第36条）
第６章　雑則（第37条）
附　則

第１章　総則

（目的及び設置）

第１条　本町は、町民の生涯学習及び交流の場を提供するとともに、生涯学習活動を総合的に支援し、本町における生涯学習の振興を図るため田原本青垣生涯学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称、位置及び施設）

第２条　センターの名称及び位置は次のとおりとする。

名　称	田原本青垣生涯学習センター
位　置	田原本町大字阪手233番地の1

２　センターには次の施設を設置する。

（１）田原本町公民館
（２）弥生の里ホール
（３）唐古・鍵考古学ミュージアム
（４）田原本町立図書館

（事業）

第３条　センターは次に掲げる事業を行う。

（１）生涯学習に関する情報の収集及び提供に関すること。
（２）生涯学習に関する調査研究及び啓発に関すること
（３）指導者等の養成及び研修に関すること
（４）生涯学習に関する講座、講演会等の開催に関すること
（５）センターの施設の提供に関すること
（６）その他センターの目的を達成するために必要な事業

（禁止行為）

第４条　センターの敷地内で第２条第２項に規定する施設以外の場所においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、田原本町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた場合は、この限りでない。

（１）行商、募金その他これらに類する行為をすること
（２）業として写真又は映画の撮影をすること
（３）競技会、集会、展示会、博覧会、音楽会、興行その他これらに類する催しをすること

（管理）

第５条　センターは、教育委員会が管理する。

（第２章、第３章 略）

第４章　唐古・鍵考古学ミュージアム

（趣旨）

第24条　田原本町の歴史に関する資料（以下「資料」という。）を収集し、保管及び調査研究を行うとともに当該資料を展示し、町民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的に設置する唐古・鍵考古学ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の利用等については、この章に定めるところによる。

（職員）

第25条　ミュージアムに館長、学芸員、その他必要な職

員を置くことができる。

（観覧料）

第26条　ミュージアムに常時展示している展示物の観覧料は別表第３とする。

２　前項の規定にかかわらず、ミュージアムにおいて特別に展示する展示物の観覧料については、町長がその都度定めるものとする。

（観覧料の免除）

第27条　前条に定める観覧料は町長が特に必要があると認めるときは、これを免除することができる。

（観覧料の還付）

第28条　既納の観覧料は還付しない。

（入館の制限等）

第29条　ミュージアムへの入館等については第15条及び第19条の規定を準用する。この場合において、第15条中「公民館」とあるのは「ミュージアム」と、第19条中「施設等」とあるのは「施設等又は資料」とそれぞれ読み替えるものとする。

（資料の特別利用の許可）

第30条　ミュージアムの資料を学術研究等のため、撮影、模写、模造、熟覧等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

２　教育委員会は、前項の許可にミュージアムの管理及び資料の保全のため必要な範囲において条件を付けることができる。

３　教育委員会は、特別利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、特別利用を許可しないものとする。

（１）資料の保全上支障があるとき

（２）ミュージアムの管理上支障があるとき

（３）その他教育委員会が必要と認めたとき

（第５章 略）

第６章　雑　則

（委任）

第37条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附　則

（施行日）

第１条　この条例は、平成16年11月24日から施行する。

（田原本町公民館条例の廃止）

第２条　田原本町公民館条例（昭和36年田原本町条例第21号）は廃止する。

（田原本町中央公民館使用条例の廃止）

第３条　田原本町中央公民館使用条例（昭和46年田原本町条例第４号）は廃止する。

（田原本町立図書館設置条例の廃止）

第４条　田原本町立図書館設置条例（昭和63年田原本町条例第３号）は廃止する。

備　考

１　祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。

２　入場料等の額に２種類以上の異なる定めがあるときの使用料の額は、最も高額の入場料等の区分に係る料金とする。

３　入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。

（１）入場料を徴収する場合

（２）会費又は協力金を徴収する場合

（３）会員制度により会員を招待する場合

（４）商品等の売上高により招待券を発行する場合

（５）商品等の宣伝、展示販売その他営利目的又はこれらに準ずる行為をする場合

（６）その他これらに準ずる場合

４　使用時間の繰上げ又は延長の時間は１時間（１時間未

満は1時間とする。）を限度とする。ただし、延長は午後10時を超えてはならない。この場合において当該繰上げ又は延長の時間に係る使用料の額は、当該使用時間の区分による1時間当たりの使用料に100分の130を乗じて得た額とする。

5　使用区分の各時間区分の全時間にわたりホールを準備、後片付け又は練習のために使用する場合の使用料は規定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

6　部分使用とは、ホールの1階のみを使用する場合をいう。

7　算出した金額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。

8　附属設備等の使用料は、教育委員会が規則で定める額とする。

区　分		観　覧　料	
		通常展示の場合	特別展示の場合
個人	高校生・大学生等	100円	町長がその都度定める額
	一　般	200円	
団体20人以上	高校生・大学生等	50円	
	一　般	150円	

備考1　高校生・大学生等とは高校生、大学生及びこれらに準ずる者とする。
2　15歳以下の者は無料とする。

別表第3

田原本町教育委員会規則第8号

唐古・鍵考古学ミュージアム管理規則

（趣旨）

第1条　この規則は、田原本青垣生涯学習センター条例（平成16年9月田原本町条例第11号。以下「条例」という。）第38条の規定に基づき、唐古・鍵考古学ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条　ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。

（1）月曜日

（2）1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

2　教育委員会が特に必要と認めるときは休館日を変更し、又は臨時に設けることができる。

（開館時間等）

第3条　ミュージアムの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館は午後4時30分までとする。

2　教育委員会は特に必要であると認めるときは、開館時間及び入館時間を変更することができる。

（観覧料の減免）

第4条　条例第27号の規定により観覧料を免除できる場合及びその額は、次の各号に定める場合で当該各号に定める額とする。

（1）身体障害者が、身体障害者手帳を提示したとき　全額

（2）知的障害者が、療育手帳等公的機関が発行する証明書を提示したとき　全額

（3）精神障害者が、精神障害者保険福祉手帳を提示したとき　全額

（4）前3号において、身体障害者又は知的障害者又は精神障害者の介助人が入館するとき　全額

（5）学校の教員が、学校における教育活動の目的で教員で在ることを証明する書面を提示するとき　全額

（6）田原本町教育委員会と協力協定を締結した団体の会員が、当該団体の会員証を提示するとき　全額

（7）その他の教育長が、特別の理由があると認めたとき　その都度定める額

（特別利用の許可申請等）

第5条　条例第30条の規定によりミュージアムの資料（以下「資料」という。）の特別利用をしようとする者は、あらかじめ資料特別利用許可申請書（様式第1号－1）又は資料特別利用（出版掲載等）許可申請書（様式第1号－2）を教育長に提出し、その許可を受けなければな

らない。この場合において、当該資料が、第10条の既定によりミュージアムが寄託を受けている資料のときは、寄託者の承諾書を添付しなければならない。

2　前項の規定により許可したときは、資料特別利用許可書（様式第２号－１）又は資料特別利用（出版掲載等）許可書（様式第２号－２）を交付するものとする。

3　特別利用は、ミュージアム内の所定の場所において係員の指示に従って行わなければならい。

4　他の博物館、研究所その他教育長が適当と認める者は、前項の規定にかかわらず資料のミュージアム外貸出しを受けることができるものとする。

5　前項の規定によるミュージアム外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ資料貸出許可申請書（様式第３号）を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該行為が第10条の既定によりミュージアムが寄託を受けている資料に係るときは、寄託者の承諾書を添付しなければならない。

6　前項の規定により許可したときは、資料貸出許可書（様式第４号）を交付するものとする。

7　教育長は、第２項及び前項に規定する許可に必要な条件を付すことができる。

（特別利用の制限）

第６条　教育長は次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しないものとする。

（１）特別利用によって資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき

（２）現に資料が展示されているとき

（３）前各号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めるとき

2　資料のミュージアム外貸出しの期間は、３ヵ月以内とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

3　教育長は、ミュージアムの都合により必要があるときは、資料の貸出期間であっても当該資料の返還を求めることができる。

4　教育長は、特別利用の許可を受けた者が、許可条件に違反したとき又は違反する恐れがあると認められるときは、特別利用許可を取り消し、利用の停止を命じることができる。

（損傷の届出等）

第７条　入館者は、ミュージアムへの入館に際し、ミュージアムの施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その旨を係員に届け出て、その指示に従わなければならない。

（寄贈及び寄託）

第８条　ミュージアムは、その運営上必要があると認めるときは、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。ただし、資料を寄贈又は寄託しようとする者は、資料寄贈・寄託申込書（様式第５号）を教育長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2　教育長は、前項の規定により、資料の寄贈又は寄託を受けたときは、資料を寄贈又は寄託した者に対して、資料受贈・受託書（様式第６号）を交付するものとする。

3　寄託者が、前２項により寄託した資料の返還を受けようとするときは、寄託物返還申出書（様式第７号）に、前項の規定により交付を受けた資料受贈・受託書を添えて教育長に申し出なければならない。

4　寄贈及び寄託を受けた資料は、ミュージアムに所蔵する資料と同様の取り扱いをするものとする。

（その他）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、平成16年11月24日から施行する。

様式第４号(第６条関係)

田 教 文 第　　号
平成　年　月　日

資料貸出許可書

(申請者)　様

田原本町教育委員会
教育長

下記のとおり資料の貸出を許可します。

記

利用目的			
貸出期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで		
利用場所		利用方法	
整理番号	資　料　名	数　量	備　考
輸送方法	資料取扱責任者		

(注意)
１．この承諾書は、貸出しを受ける際に提示すること。

様式第４号

様式第３号(第６条関係)

資料貸出許可申請書

田原本町教育委員会
教育長　　様

申請者 住　所
氏　名　　○印
電話番号

下記のとおり資料の貸出しを受けたいので申請します
なお、借受けに当っては、係員が指示する事項を遵守します。

記

利用目的			
貸出期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで		
利用場所		利用方法	
整理番号	資　料　名	数　量	備　考
輸送方法	資料取扱責任者		

様式第３号

様式第２号(第６条関係)

田教文 第　　号
平成　年　月　日

(申請者)　様

田原本町教育委員会
教育長　　○印

資料特別利用許可書

下記のとおり条件を付して資料の特別利用を許可いたします。

記

利用目的		利用法	(写真・映像)撮影 視写　模造　熱覆 その他(　　)
利用場所			
利用期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで 時から　時まで		
整理番号	資　料　名	数　量	備　考
その他参考事項			

(条件)
１．申請書に記載した目的以外に使用しないこと。
２．特別利用により著作権法上の問題が生じた場合は、申請者がそのすべての責任を負うこと。
３．将来、出版掲載等に使用する場合には、その都度出版掲載等許可申請書を提出すること。
４．寄託資料については、寄託者の承諾を得て出版掲載等に使用すること。

様式第２号

様式第１号(第６条関係)

資料特別利用許可申請書

平成１７年　月　日

田原本町教育委員会
教育長　森口　淳　様

申請者 住　所
氏　名　　○印

下記のとおり資料の特別利用をしたいので申請します。

記

利用目的		利用法	
利用場所	唐古・鍵考古学ミュージアム		
利用期間	平成１７年６月２日　１５時から２１時まで		
整理番号	資　料　名	数　量	備　考
その他参考事項			

(注意)
１．申請書に記載した目的以外に使用しないこと。
２．特別利用により著作権法上の問題が生じた場合は、申請者がそのすべての責任を負うこと。
３．出版掲載等に使用することを目的としてこの申請を行う場合には、出版社・発行年月日等を別紙に記載のうえ、申請書に添付すること。
４．将来、出版掲載等に使用する場合には、その都度出版掲載等許可申請書を提出すること。
５．上記資料を掲載した印刷物等を発行した時は、原則として２部寄贈すること。
６．寄託資料については、寄託者の承諾を得て出版掲載等に使用すること。

様式第１号

様式第７号(第９条関係)

寄託物返還申出書

平成　年　月　日

田原本町教育委員会
教育長　　様

申出者 住 所
氏 名　　○印
電話番号

さきに寄託しました資料につきまして、下記のとおりご返還くださるようお願いします。

記

返 却 日	平成　年　月　日		
資　料　名		数 量	備　考
返 却 場 所		返却方法	
添 付 書 類	資料受贈・受託書		

様式第７号

様式第６号(第９条関係)

田 教 文 第　　号
平成　年　月　日

資料受贈・受託書

寄贈者・寄託者　様

田原本町教育委員会
教育長　　○印

下記のとおり資料を受贈・受託しました。

記

受託期間 (受贈日)	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで (平成　年　月　日)		
受託資料 (受贈資料)	品　名	数 量	備　考

様式第６号

様式第５号(第９条関係)

資料 寄贈 ・ 寄託 申込書

平成　年　月　日

田原本町教育委員会
教育長　　様

申請者 住 所
氏 名　　○印
電話番号

下記のとおり資料を 寄贈・寄託 したいので申し込みます。

記

寄託期間 (寄贈日)	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで		
寄託資料 (寄贈資料)	品　名	数 量	備　考

様式第５号

Ⅳ．　資料の報告

清水風遺跡出土の製塩土器

清水　琢哉

1．はじめに

清水風遺跡は、奈良盆地のほぼ中央、標高46m前後の沖積地に立地する。遺跡の北東に接して初瀬川が南東－北西方向に流れる。遺跡の西側には古代の幹線道路「下ッ道」が接する。

これまでの調査では、弥生時代中期前半の方形周溝墓、弥生時代中期後半の集落跡、弥生時代後期末の方形周溝墓等を検出している。唐古・鍵遺跡の北北西約600mの位置にあることから、奈良盆地最大の環濠集落である唐古・鍵遺跡と密接な関係をもつ「衛星集落」と目されている。一方、本遺跡の古代の状況については不明な点が多かった。第２次調査で奈良時代の軒丸瓦１点や土馬等が出土しているが、遺構に伴うものではなかったため、積極的に位置づけるには至っていない。

今回報告する第５次調査は、遺跡東端での水路工事に伴って実施したものである。弥生時代の集落を検出している第１～３次調査地点の北東約200mに位置する。弥生集落の拡がりの有無を確認することを主眼としていたが、調査の結果、弥生時代の遺構は拡がらないものの、当初予想していなかった古墳時代前期～奈良時代の遺構を確認することができた。

2．検出した遺構

南北88m、幅３m前後の調査区を設定した。今回の調査で検出した奈良時代の遺構は、大溝１条、土坑１基である（第１図）。

SD-101　調査区北側で検出した、南東－北西方向の大溝である。幅2.3m、深さ0.2mを測る。溝底には足跡状の窪みが多数存在する。その形状から、人および牛が中心とみられる。下層は粗砂質の堆積で、須恵器大甕等の土器類、土馬１点、製塩土器等が出土した。

なお、SD－101の北側に隣接するSD－101Bは、出土した遺物より古墳時代中～後期の溝（幅2.3m、深さ0.7m）とみられる。溝の方向はSD－101と同じく南東－北西方向である。さらに、北側20mで検出したSD－104は布留２式頃の溝（幅１m、深さ0.5m）で、やはり南東－北西方向である。これらの溝は、初瀬川の旧河川域に接してこれと並行に掘削されたとみられる。現在の地割をみると、現初瀬川の南西側300m、本調査地の北東100m付近に旧河川敷の痕跡とみられる条里の乱れがある。この旧河道の北岸に相当する常宝寺遺跡第１次調査で鎌倉時代ごろの河道北岸を検出しており、幅100m以上の流域を持つ河川が形成されていたものと考えられる。

SK-101　調査区中央北で検出した長方形の土坑である。長軸1.7m、短軸1.4m、深さ１mを測る。堆積土は地山のブロック土で、遺物は極めて少ない。大形の柱穴になる可能性もあるが、対応関係にある他の柱穴は確認できなかった。中世の小溝群に切られることから、古代頃の遺構とみられる。

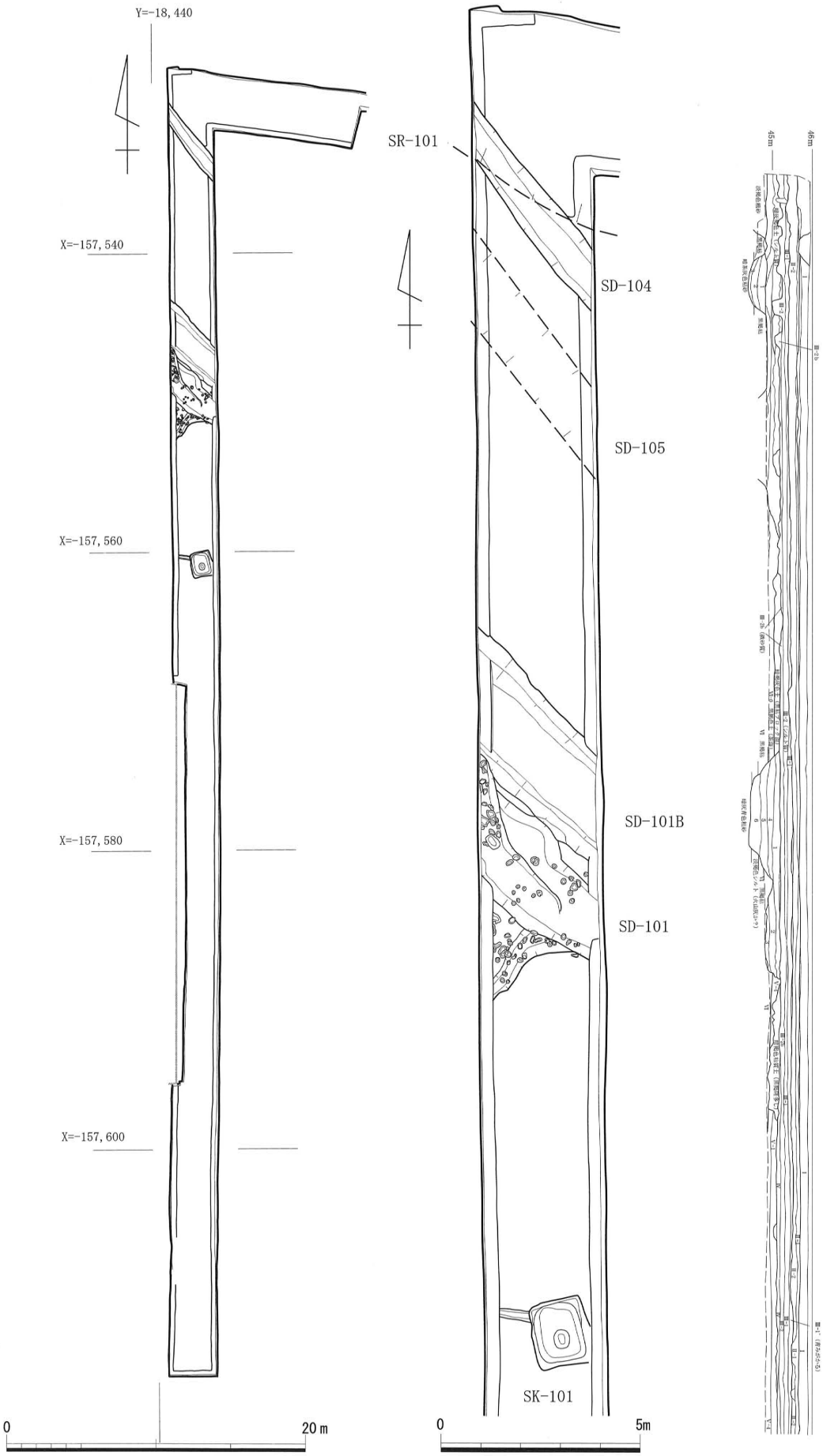

第１図　調査区全体図および調査区北側の遺構

3．出土した遺物

製塩土器（第２図）

出土した製塩土器はいずれも破損しており、全体の形が判明する資料はない。コンテナ1/3箱分が出土しているが、細片化したものが多く、図化できたのは８点のみである。

胎土・色調からみて大きく４種に分類できる。１・２は外面無調整で器壁が厚く、砂粒を多く含む。特に５㎜前後の砂岩礫を多く含み、混和剤として意図的に配合されている可能性がある。色調は暗灰色。３・４は内外面ともナデで器壁が薄く、砂粒が少ない。色調は橙褐色。５・６は内外面ともにナデで器壁が厚く砂粒が極めて少ない。焼成はやや軟質で、色調は淡褐色。７・８は内外面ともにナデで器壁が厚く砂粒がやや少ない。色調は淡褐色。７は口縁端部を注口状につくる。

なお、製塩土器に共伴して出土した土師器・須恵器等は本書11ページに掲載した。いずれも奈良時代の遺物とみられる。

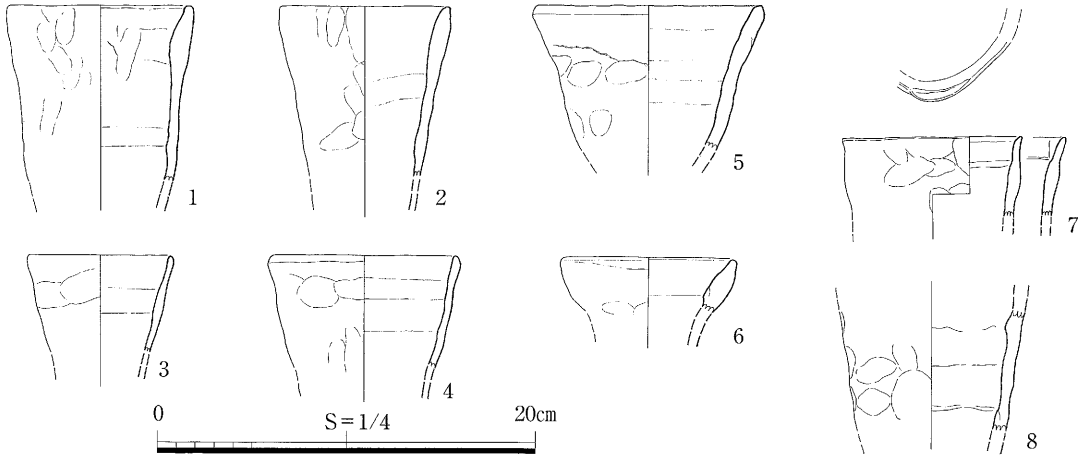

第２図　SD-101出土製塩土器

SD－101B・SD－104出土土器（第３図）

SD－101Bからは、古墳時代後期の須恵器が出土した。１は須恵器坏蓋、２は須恵器壺である。２の壺の外面は格子状のタタキで、韓式系である可能性がある。３はSD－104から出土した土師器甕である。肩部に刺突記号２点がある。木口状の工具で刺突をおこなったものであろう。

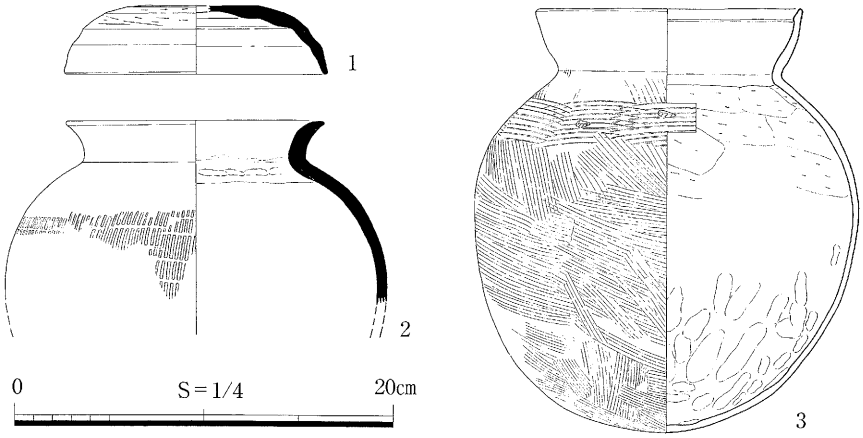

第３図　SD-101B・SD-104 出土土器

4．まとめ

今回の調査により、古墳時代前期から奈良時代にかけて南東－北西方向の溝が相次いで掘削されていたことが判明した。このうち、古墳時代前期の遺構SD-104は完形の甕１点以外に遺物が出土していないことから、耕作関連の水路的な遺構である可能性がある。古墳時代中～後期の溝SD-101Bも同様の性格の遺構であろう。いずれの溝も、初瀬川旧河川敷が遺跡に近接していたためにこのような方向となったのであろう。

奈良時代の溝SD-101では、溝底に足跡状の窪みが多数みられるものの、遺物が多数出土していることから、耕地関連の遺構とは異なる可能性が高い。特に出土した多数の製塩土器はこの遺跡の特殊性を示す遺物となろう。奈良時代の製塩土器は、平城京周辺や官衙・寺院周辺でまとまって出土する傾向が知られており、石製丸鞆や土馬とともに本遺跡の性格を考える上で重要な遺物となろう。

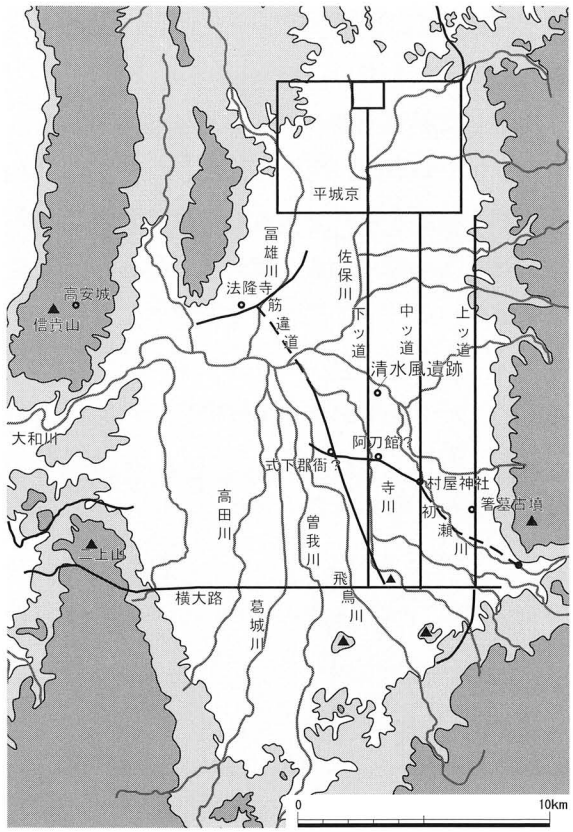

第４図　清水風遺跡と古代の道路交通網

奈良時代の清水風遺跡の性格を考える上で問題となるのが古代の交通網との関連である。本調査地の西側300mを通る「下ッ道」はいうまでもなく古代の幹線道路として重要な位置を占めていたが、遺跡の北西100m付近を流れていたと考えられる初瀬川も大和川水系を利用した舟による運送路として極めて重要な役割を担っていたのであろう。清水風遺跡の占める位置は、この初瀬川による水運と下ッ道による陸運が交差する地点に極めて近く、交通の要衝として機能していた可能性が考えられる。

弥生時代の清水風遺跡は、唐古・鍵遺跡へと続く弥生時代中期の河跡により唐古・鍵遺跡と有機的に結合しており、瀬戸内海から河内湖・大和川を遡って奈良盆地に至るときの玄関口として機能していたという意見もある。奈良時代の清水風遺跡でも同じような機能を担っていたとすれば興味深い。

《参考文献》

樋上 昇1987「都城出土の製塩土器－８世紀の固形塩の用途をめぐって－」『平城京左京三条四坊十二坪発掘調査報告』奈良県文化財調査報告書　第五二集　奈良県立橿原考古学研究所

岩本正二1994「奈良県」『日本土器製塩研究』近藤義郎編　青木書店

岸本雅敏1996「古代の塩の意義」『考古学による日本歴史２ 産業Ⅰ』雄山閣

清水風遺跡出土の製塩土器の表面にみられる砂礫

奈良県立橿原考古学研究所 共同研究員
奥田　尚

製塩土器の表面にみられる砂礫を肉眼で観察した。初めに資料全体を裸眼で観察し、次に観察良好な部分を倍率30倍の実体顕微鏡で観察した。観察した砂礫構成と砂礫粒の特徴から砂礫の採取地を推定した。

1．砂礫種の特徴

土器の表面にみられる砂礫種は流紋岩・安山岩・砂岩・石英・長石・角閃石・輝石である。砂礫種の特徴について述べる。

流紋岩：色は灰白色、灰色、暗灰色で、粒形が角、亜角、粒径が最大３㎜である。石基はガラス質で、溶結しているものや流理がみられるもの、石英の斑晶がみられるものがある。

安山岩：色は褐色、暗褐色、暗灰色、赤褐色で、粒形が亜角、亜円、粒径が最大10㎜である。石基はガラス質で、発泡孔が多くみられ、溶岩質である。長石、長石と輝石の斑晶がみられるものがある。

砂岩：色は白色、灰白色、灰色、褐色、茶褐色で、粒形が亜円、円、粒径が最大10㎜である。細粒砂からなり、柔らかく、石英と長石の粒が多い。新期層の砂岩であると推定される。

石英：無色透明、粒形が角、粒径が最大１㎜である。複六角錐あるいはその一部がみられるものもある。

長石：無色透明、灰白色透明で、粒形が角、粒径が最大0.4㎜である。

角閃石：黒色、粒形が角、亜角、粒径が最大0.3㎜、粒状や柱状である。

輝石：黒色、黒色透明で、粒形が角、粒径が最大0.1㎜、他形である。

2．砂礫構成と砂礫の採取推定地

製塩土器が出土した清水風遺跡付近の地山は完新統や後期更新統が分布する地で、周辺の山地から供給された花崗岩質岩の砂礫を含む地層からなる。観察した資料には花崗岩質岩起源と推定される砂礫を含んでいないことから、この付近以外から運ばれた土器である。

砂礫構成をもとにして類型に区分し、砂礫の採取地を推定する。類型は流紋岩質岩起源の砂礫を主とする４類型と砕屑岩起源の砂礫を主とする７類型に区分される。少量含まれる砂礫をもとに細

第１表　製塩土器の表面にみられる砂礫

資料番号	器種	石種																鉱物										類型と砂礫の採取推定地
		花崗岩		流紋岩		安山岩		砂岩		泥岩		チャート		片岩		火山ガラス		石英		長石		黒雲母		角閃石		輝石		
		裸眼	30倍	裸眼	30倍	裸眼	30倍	裸眼	30倍	裸眼	30倍	裸眼	30倍	裸眼	30倍	裸眼	30倍	裸眼	30倍	裸眼	30倍	裸眼	30倍	裸眼	30倍	裸眼	30倍	
1	製塩土器					L 僅 亜角	L-僅 亜円	L-多 亜円	L 多 亜円										M-中		M-中						M-微	7 e類型 相模
2	製塩土器			M 稀 亜角	M-微 亜角	L-僅 亜円		L-多 亜円	M-多 亜円										S 微									7 de類型 相模
3	製塩土器				M 中 亜角		M 稀 亜角												M 微 E 僅								M 稀	4 e類型 相模
4	製塩土器				M-多 亜角		M 僅 亜角												M-僅 E 僅									4 e類型 相模
5	製塩土器				M-僅 亜角				M 稀 亜円										S 僅		M-微				S 稀		S 稀	4 gn類型
6	製塩土器			L-僅 角	M-僅 亜角			L-稀 亜円	M 僅 亜円									M-僅	M-中 E 多		S 微				S 稀			4 gn類型 和泉南部
7	製塩土器				M-多 亜角		M 稀 亜円												M-中 E 僅						S 稀			4 e類型 相模
8	製塩土器				M-中 角														S 中 E 僅		S 僅				S 稀			4 n類型 相模？

裸眼＝裸眼観察　裸眼による観察：　L＝粒径が２㎜以上　M=粒径が２㎜未満0.5㎜以上　S＝粒径が0.5㎜未満　非＝量が非常に多い　多＝量が多い　中＝量が中　僅＝量が僅か　微＝量がごく僅か　稀＝量がごくごく僅か　30倍＝実体顕微鏡の倍率が30倍
実体顕微鏡による観察：　L＝粒径が１㎜以上　M＝粒径が１㎜未満0.3㎜以上　S＝粒径が0.3㎜未満　－＝以下の粒径がある
E=自形　　類型区分は奥田の区分（1992）《庄内式土器研究２》を参照。

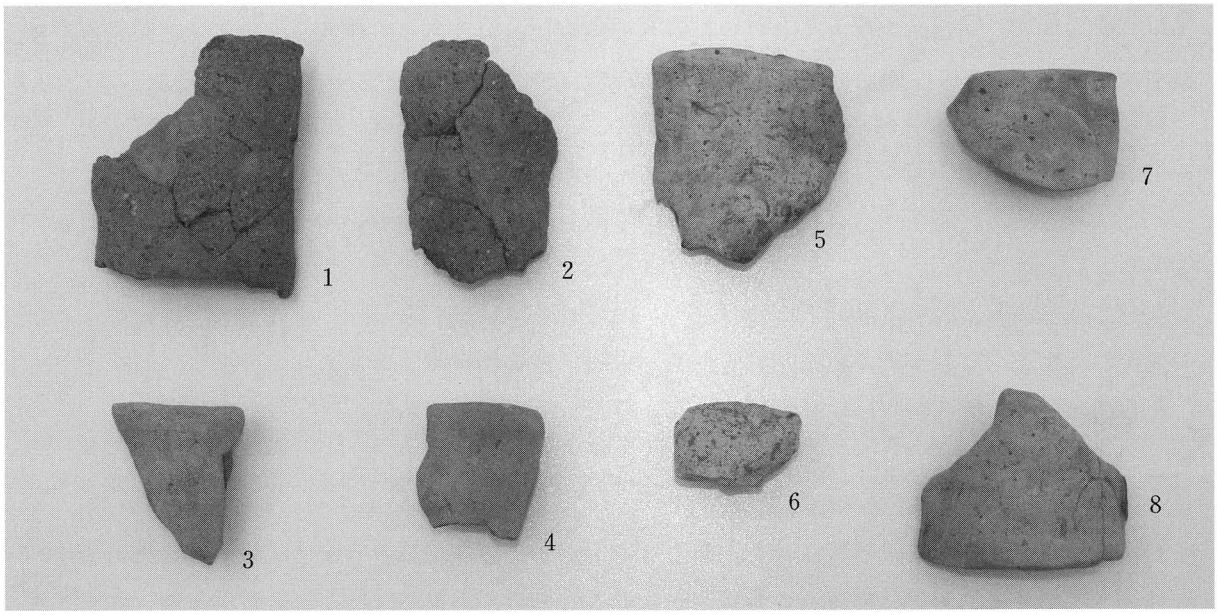

写真１　製塩土器

区分すれば、４類型は４e類型、４gn類型、４n類型に、７類型は７de類型、７e類型になる。

４e類型：流紋岩質岩起源の砂礫を主とし、安山岩質岩起源の砂礫を僅かに含む砂礫からなる。

安山岩粒には発泡した溶岩様のものが含まれ、孔には充填物がみられないことから、新期の火山岩であると推定される。流紋岩質岩起源の砂礫を主とし、安山岩質溶岩の砂礫が分布する地としては、若狭の青葉山付近や丹後半島、丹沢山地に源をもつ相模川流域などが近くでは推定されるが、若狭付近では古期の泥岩も含まれ、丹後半島では中新世の火山で、溶岩の残存が悪いと推定される。

可能性の追求でしかないが、富士・箱根などの新期の火山の影響がある相模湾沿岸東部の砂礫の可能性が強い。

4 gn類型：流紋岩質岩起源の砂礫を主とし、砂岩起源の砂礫、他形の角閃石や輝石を僅かに含む砂礫からなる。

このような砂礫相を示す砂礫は和泉南部と産地を推定しがたい砂礫とに区分される。和泉南部とした砂礫はガラス質の流紋岩と自形の石英が多くみられ、円い砂岩粒を含む。このような砂礫は大阪府箱作から加太にかけての付近に分布する砂礫に似ている。また、同様の砂礫は淡路島の南部にもみられる。

4 n類型：流紋岩質岩起源の砂礫を主とし、他形の角閃石の砂礫を僅かに含む砂礫からなる。

このような砂礫相を示す砂礫は4 e類型とした砂礫構成にみられる安山岩粒がみられなく、角閃石に結晶面が確認できない。しかし、角閃石以外の砂礫粒をみれば、4 e類型の砂礫構成と似ている。

7 de類型：砕屑岩起源の砂礫を主とし、流紋岩質岩起源・安山岩質岩起源の砂礫を僅かに含む砂礫からなる。

砂岩粒は量が多く、粒径が粗く、固結が弱く、粒形が円いことから新期層の砂岩と推定される。また、安山岩質溶岩の粒が含まれ、溶岩の発泡孔に充填物がみられないことから新期火山の噴出物である。流紋岩粒はガラス質のものが多く、4 e類型の流紋岩粒に似ている。これらのことから相模湾でも安山岩質溶岩が少ない東部付近が推定される。

7 e類型：砕屑岩起源の砂礫を主とし、安山岩質岩起源の砂礫を僅かに含む砂礫からなる。

流紋岩質岩起源と推定される砂礫粒が含まれないが、7 de類型の砂礫に似ており、7 de類型と砂礫の採取地が同じ付近と推定される。

3．おわりに

御所市南郷遺跡から出土した古墳時代の製塩土器には、白雲母が多く、結晶片岩が稀に含まれることから、三波川帯の片岩類が広く分布する和歌山市付近が産地と推定された。また、平城京から出土した奈良時代の製塩土器には、砂岩や流紋岩粒が多く含まれ、和泉南部付近が推定された。

今回観察した製塩土器には、新期の安山岩質溶岩粒が含まれることから、完新世に火山活動をしている地域で製作された土器と推定される。奈良時代、製塩土器は各地から報告されている。今回の結果が塩の流通に対する一助となれば幸いである。

田原本町文化財調査年報16
2006年度

平成20年3月31日

編集発行　田原本町教育委員会
印　　刷　株式会社明新社